

第2章 施策および環境の状況

第1節 低炭素社会の形成

地球温暖化防止対策

関連する
SDGs



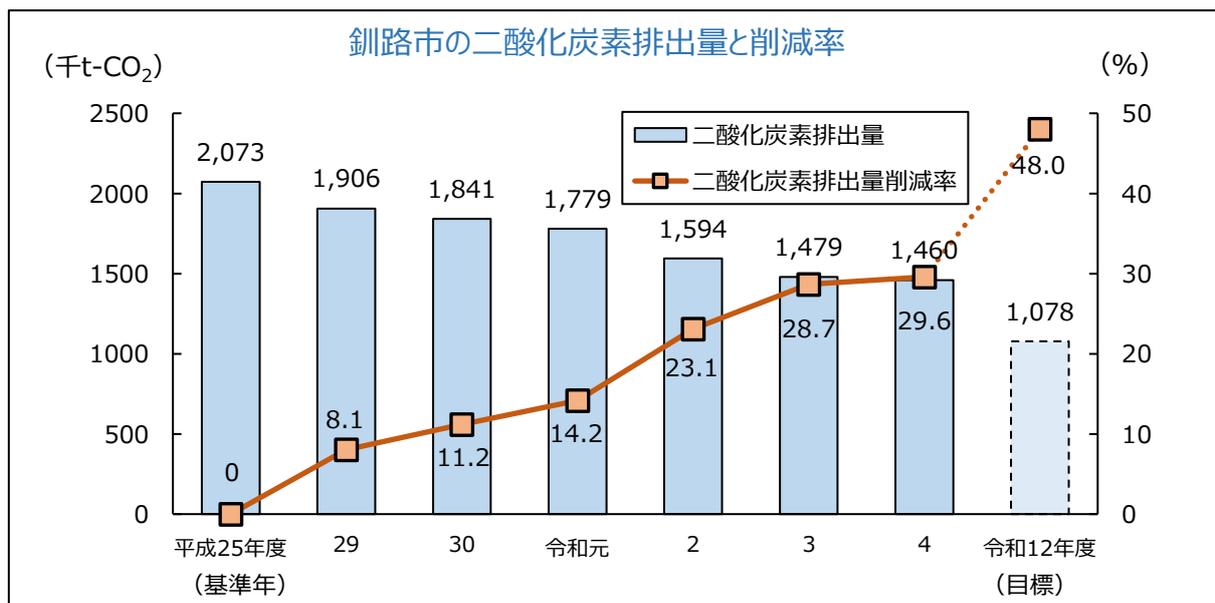
[1] 環境の状況

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が令和3年（2021年）に発表した第6次評価報告書では、今後数十年で温室効果ガスの排出量を大幅に削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることが示されています。また、「1.5度特別報告書」では、自然や人間の社会に及ぶ気候関連のリスクを抑えるためには、世界全体の平均気温の上昇を1.5度以下に抑える必要があることが示されており、そのためには2050年までに温室効果ガス

の排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」の達成が必要であるとされています。

本市においても令和3年2月に2050年のカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、まちづくりを進める重要な視点の一つとして位置付けています。この達成に向けては、環境と経済の好循環の実現を目指し、地域の様々な課題を温暖化対策の取り組みの中で解決を図っていく必要があります。

目標の進捗状況



目標と管理指標

指標	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
釧路市の二酸化炭素排出量削減率	28.7%	29.6%	統計数値未発表のため算定不可	48.0%

[2] 施策

エネルギーの有効利用の推進

	施策の方向性	取組
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭向けに省エネルギー・再生可能エネルギー機器を普及促進していきます。 ■ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）およびZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）の普及啓発を行います。 ■ 市有施設において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ■ 公用車にエコカー（低公害車・低燃費車）の導入を推進します。 ■ エコカーを普及促進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み ②ゼロカーボンパークの推進 ③COOL CHOICE の推進 ④省エネ・再エネ機器導入補助 ⑤市有施設への再生可能エネルギー等導入 ⑥省エネ法の取り組み ⑦次世代自動車の導入
環境にやさしいエネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路工業技術センターにより民間事業者に対し新エネルギーを活用した製品開発支援などを行います。 ■ バイオマス（木質・メタンガスなど）の利用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧釧路工業技術センターの運営 ⑨メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用 ⑩自然と共生する再生可能エネルギーの導入推進

省エネルギーの推進

①カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

本市では、カーボンニュートラルを宣言した国や「ゼロカーボン北海道」の実現を目指す北海道とベクトルを合わせ、庁内や地域に対し脱炭素化に向けた情報の共有、発信および普及啓発を進めています。

また、第2次釧路市環境基本計画に包含されている、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」の改定を行い、令和12年度の二酸化炭素排出量の削減目標を26%から48%に引き上げました。この計画は令和6年から開始されます。（P8参照）

市民に向けては、釧路町や釧路信用金庫と連携し、生活圈を共有する市民・町民に対してのイベント開催や、管内事業者向けの普及啓発を進めています。

②ゼロカーボンパークの推進

環境省は国立公園内における脱炭素・脱プラスチックの取り組みを「ゼロカーボンパーク」として登録し、推進しています。

釧路市では、2つの国立公園で登録がなされており、官民連携のもと、取り組みを進めています。

ゼロカーボンパーク登録状況

国立公園名	登録時期
阿寒摩周国立公園	令和4年 3月
釧路湿原国立公園	令和4年 7月

③COOL CHOICE の推進

これまで国では、地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE」を推進してきましたが令和5年8月より新たに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の展開をし、その愛称を「デコ活」としています。

本市では、令和5年12月に釧路町・釧路信用金庫と共同でデコ活を宣言し、3者で連携したイベントなどで脱炭素につながる暮らし実践を呼び掛けるなどの普及啓発を行っています。



④省エネ・再エネ機器導入補助

本市では、平成 27 年度から家庭向けに住宅用省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置促進を目的とした補助制度として、eco ライフ促進支援事業補助金制度を実施しています。

令和 5 年度 設備別補助実績

対象設備	補助件数
家庭用燃料電池	4件
定置用蓄電池（パネル同時設置）	31件
定置用蓄電池（単独設置）	16件
ガスコジェネレーションシステム	28件

⑤市有施設への再生可能エネルギー等導入

本市では、下記の市有施設において再生可能エネルギー等を導入しています。

太陽光発電導入施設

施設名	最大出力 (kW)	竣工時期
昭和中央児童センター	6	平成 18 年 1 月
湿原の風アリーナ	10	平成 20 年 9 月
湖畔小学校	10	平成 23 年 11 月
中央小学校	10	平成 24 年 11 月
釧路小学校	10	平成 24 年 12 月
城山小学校	10	平成 27 年 2 月
桜が丘小学校	10	平成 27 年 2 月
春採中学校	10	平成 27 年 2 月
鳥取中学校	10	平成 27 年 2 月
鳥取小学校	10	平成 27 年 3 月
共栄小学校	10	平成 27 年 3 月
武佐小学校	10	平成 27 年 3 月
昭和小学校	10	平成 27 年 3 月
美原小学校	10	平成 27 年 9 月
興津小学校	10	平成 27 年 11 月
桜が丘中学校	10	平成 28 年 1 月
山花小中学校	5	平成 28 年 2 月
鶴野小学校	10	平成 28 年 3 月
大楽毛中学校	10	平成 28 年 6 月
阿寒湖義務教育学校	10	令和 2 年 12 月

バイオマス発電導入施設

施設名	最大出力 (kW)	竣工時期
大楽毛下水終末処理場	49	令和 4 年 3 月

⑥省エネ法の取り組み

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（通称、省エネ法）」では、年間のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kL 超の特定事業者に対し、中長期計画書および定期報告書の提出を義務付けています。

本市では、市長部局、教育部局、水道部局の 3 部局で特定事業者の指定を受けており、エネルギー使用量の多い市有施設を調査し効果的な設備改修、運用改善などを進めることで省エネルギーの推進に努めています。

また、定期報告書を基に全ての事業者を S、A、B、C の 4 段階にクラス分けする「事業者クラス分け評価制度」では、事業者のクラス分けに応じてメリハリのある指導が行われています。令和 5 年度は、水道部局が S クラス（優良事業者）と評価されました。

事業者クラス分け評価制度による評価

年度	市長部局	教育部局	水道部局
令和 3 年度	S	A	A
令和 4 年度	B	B	S
令和 5 年度	A	B	S

⑦次世代自動車の導入

本市では、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、公用車への次世代自動車の導入に取り組んでいます。

令和 5 年度は、次世代自動車 4 台（電気自動車 1 台、ハイブリッド車 3 台）を導入しました。

環境にやさしいエネルギーの導入促進

⑧釧路工業技術センターの運営

本市では、工業技術の研究開発や、技術者の技術向上を図るため、釧路工業技術センターを設置しています。釧路工業技術センターでは、民間事業者に対し、省エネルギー関連機器の開発支援や、再生可能エネルギーの導入検討の支援などを行いました。

⑨メタンガスのエネルギー源利用、下水汚泥の有効活用

令和 4 年度からは大楽毛下水終末処理場で、汚泥処理の過程で発生するメタンガスを利用したガス発電事業を実施しています。

また、下水汚泥は、コンポスト化などにより、たい肥として有効活用しています。令和 5 年度は、発生した下水汚泥 4,080t を有効活用しました。

⑩自然と共生する再生可能エネルギーの導入推進

本市では、太陽光発電事業が自然と共生するものとなるよう、「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定し、令和5年7月1日より施行開始しました。

本ガイドラインは、10kW以上の事業用太陽光発電施設を対象に、設置するのに適当でないエリア

の設定、希少な野生動植物等への配慮等遵守事項、近隣住民への説明会の実施等について定めることで、自然環境への負荷が少ない発電施設の設置誘導を進めています。

また、設置にあたっては市への届出を義務付けており、令和5年度は5件の設置届を受理しています。

温暖化防止のための行動の推進

施策の方向性		取組
COOL CHOICE の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「COOL CHOICE」を旗印とした取り組みの普及啓発を行います。 ■エコドライブを推進します。 ■WARM BIZ（ウォームビズ）の取り組みを普及啓発します。 ■再配達防止をはじめとした低炭素物流を普及促進します。 ■公共交通機関の利用を促進します。 ■グリーン購入など環境に配慮した商品の購入を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○COOL CHOICE の推進（P4 参照） ○次世代自動車の導入（P5 参照） ⑪環境家計簿の普及 ⑫エコドライブ講習会の実施 ⑬グリーン購入の普及啓発
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■地産地消くしろネットワークによる活動を推進します。 ■地元の森林資源活用の取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭地産地消くしろネットワークによる推進活動 ⑮地元材の活用

COOL CHOICE の推進

⑪環境家計簿の普及

各家庭のエネルギー使用量を可視化することで、省エネとCO₂排出量削減を推進することを目的に、本市では環境家計簿を作成し、ホームページ等で配布しています。

また、北海道は環境省北海道地方環境事務所と連携し、家庭におけるCO₂排出量を可視化できるアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」を配布しており、本市でも、出前講座やSNSを通じて普及を進めています。



⑫エコドライブ講習会の実施

本市では、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、アイドリングストップなどの環境負荷の軽減に配慮して自動車を使用するエコドライブの普及、推進に努めており、市民を対象にした出前講座にて、エコドライブの紹介をしています。

⑬グリーン購入の普及啓発

リサイクル製品や省エネ型製品などの環境負荷の低い製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全を進めるうえで重要な取り組みです。

本市では、「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、グリーン購入に取り組んでおり、令和5年度のグリーン購入実績率は99.9%でした。

地産地消の推進

⑭地産地消くしろネットワークによる推進活動

地産地消の活動に地域一体となって取り組むため、生産者、流通事業者、支援団体などによる「地産地消くしろネットワーク」では、SNSによる情報発信や地場産品をテーマに、企業と連携したPRイベントを開催しています。

令和5年度 活動実績

イベント名	実施回数
地産地消親子イベント	2回
小学校への出前授業	18回
地産地消PRイベント	2回
地場産品を活用した料理教室	1回



⑮地元材の活用

本市は面積の約74%を森林が占めており、この豊かな森林資源を活用する取り組みを推進するため、平成22年に「釧路森林資源活用円卓会議」を設置し、令和5年度は全体会議を2回開催しました。

また、利用期を迎えたカラマツなどの地域材を高次加工し、それを地域内で利用する体制整備を目標とした「くしろ木づなプロジェクト」を実施し、商品開発や人材研修、普及啓発イベントを行いました。

低炭素型のまちづくりの推進

施策の方向性	取組
コンパクトなまちづくりの推進	■環境負荷の低い公共交通体系の構築に努めます。 ⑯乗合タクシーの運行
温室効果ガスの吸収源対策	■市有林を整備し、森林吸収による温室効果ガスの削減を促進します。 ⑰市有林の整備 ⑱植樹・育樹事業

コンパクトなまちづくりの推進

⑯乗合タクシーの運行

本市では、人口密度の低い郊外部など路線バスの採算性確保が困難となっている地域について、乗合タクシーの活用など地域の実態に即した公共交通体系の検討を行っています。

現在、3地区で予約制の乗合タクシーの運行をしており、利便性を損なうことなく、環境負荷の低い公共交通体系を確保しています。

令和5年度 運行実績

地区名	運行開始年	運行率
阿寒町布伏内地区	平成22年	37.9%
阿寒町仁々志別地区	令和元年	7.8%
桂恋・三津浦地区	令和2年	29.9%



乗合タクシー
(阿寒町仁々志別地区)



乗合タクシー
(桂恋・三津浦地区)

温室効果ガスの吸収源対策

⑰市有林の整備

本市では、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、市有林の整備を行っています。



年度	除・間伐面積 (ha)	市有林面積 (ha)
令和3年度	152.43	5,221
令和4年度	95.98	5,221
令和5年度	104.00	5,221

⑱植樹・育樹事業

本市では、花と緑の豊かなまちづくりを目的に市民参加による植樹祭を開催しているほか、植樹で植えられた樹を育てる「育樹」を行っています。

令和5年度 植樹実績

地区名	種類・本数	参加者数
釧路地区	ミズナラ 5本	12人
阿寒地区	クロエゾマツ 300本	108人
音別地区	エゾヤマザクラ 10本	20人



令和5年度育樹事業
(釧路地区)



令和5年度釧路市民植樹祭
(阿寒地区)



令和5年度釧路市植樹祭
(音別地区)

地球温暖化対策の総合的・効果的な推進

	施策の方向性	取組
市の総合的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路市地球温暖化防止実行計画を策定し推進していきます。 ■ 環境配慮契約方針を策定し、導入可能なものから環境配慮契約に取り組みます。 ■ 釧路市地球温暖化対策地域協議会と連携し、啓発活動について検討を進めます。 	①9地球温暖化防止実行計画の策定・推進 ②0釧路市役所環境配慮指針の推進 ④環境配慮契約方針策定の検討 ②釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定・推進
気候変動適応への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動適応策について検討を進めていきます。 	③気候変動適応策の検討

市の総合的な取り組み

①9地球温暖化防止実行計画の策定・推進

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）にあたる「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の事務事業における温室効果ガス削減の取り組みを進めています。

第5期計画で温室効果ガス排出量の削減目標を平成25年度比で50.0%以上としているところ、令和5年度は18.9%の削減となりました。

本市の事務事業における温室効果ガス排出量（単位:t-CO2）

温室効果ガスの種類	2013(H25) (基準年)	2023(R5)	基準年比率 (2023(R5))
一酸化炭素	電気	43,508	31,317 ▲28.0%
	A重油	12,842	8,679 ▲32.4%
	都市ガス	3,318	5,167 55.7%
	熱供給	2,634	2,829 7.4%
	灯油	3,073	3,736 21.6%
	軽油	762	777 2.0%
	ガソリン	535	479 ▲10.5%
	LPG	149	92 ▲38.3%
メタン	1,575	2,321 47.4%	
一酸化二窒素	1,588	1,336 ▲15.9%	
HFC	2	3 1.5%	
計	69,986	56,736 ▲18.9%	

※メタン、一酸化二窒素、HFCの排出量は地球温暖化係数による二酸化炭素換算値。

②0釧路市役所環境配慮指針の推進

本市の事務事業における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、「釧路市役所環境配慮指針」に基づき、環境配慮行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。

④環境配慮契約方針策定の検討

環境配慮契約は、入札にあたって価格に加えて環境性能を含めた総合的な評価や裾切りをしたりすることによって、最も優れた製品やサービスなどを提供する者と契約する仕組みです。本市でも、市有施設

から排出される二酸化炭素を削減するため、低炭素電力に係る契約方針導入について検討を進めています。

②2釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定・推進

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を、第2次釧路市環境基本計画に含める形で策定しています。

令和6年3月には、当該計画部分を改定し、令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年と比較して48%削減することを目標としました。これに伴い、目標達成に向けた取組も拡充し、自家消費型の再生可能エネルギー導入促進や、事業者の脱炭素化支援、ブルーカーボンの推進などを盛り込んでいます。

本計画の推進にあたり、啓発方法の検討や地域の取り組みの情報共有のため、釧路市地球温暖化対策地域協議会を設置しており、令和5年度は協議会として市内5カ所でパネル展を実施しました。

気候変動適応への取り組み

②3気候変動適応策の検討

環境省が設立した「気候変動適応北海道広域協議会」の構成員として、道内における気候変動の影響や適応策に関する研究の情報収集を行っています。また、SNSなどを活用して気候変動の現況や、家庭で実施できる適応策を紹介することで、広く市民への周知に努めています。

令和6年3月には、第2次釧路市環境基本計画に含める形で「釧路市気候変動適応計画」を策定しました。この計画では、各分野における気候変動の影響を整理し、本市が行う適応策を示しています。